社会福祉士国家試験受験資格について

(1) 社会福祉士とは

昭和６２年５月に制定された「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく、社会福祉業務に携わる人々の国家資格です。

(2) 社会福祉士の仕事とは

「社会福祉士及び介護福祉士法」には、社会福祉士とは「専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障害があること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする者」とされています。

具体的には、

1. 児童福祉法関係施設　（児童相談所、養護施設、知的障害児施設等）
2. 身体障害者福祉法関係施設　（障害者支援施設　等）
3. 生活保護関係施設　（救護施設、更生施設等）
4. 社会福祉法関係事業所　（福祉事務所、社会福祉協議会等）
5. 売春防止法関係施設　（婦人相談所、婦人保護施設等）
6. 知的障害者福祉法関係施設　（障害者支援施設　等）
7. 老人福祉法関係施設　（特別養護老人ホーム、在宅介護支援センター等）
8. 母子及び寡婦福祉法関係施設　（母子福祉センター等）
9. 医療法関係施設　（病院等）
10. 介護保険法関連施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設等）

などにおける、相談・援助業務があげられます（日本社会福祉士会ホームページを参考）。

(3) 社会福祉士の国家試験受験資格を得るためには

ア　社会福祉士になるためには

社会福祉士になるためには、厚生労働大臣が指定した指定試験機関である（財）社会福祉振興・試験センターが実施する「社会福祉士国家試験」に合格しなくてはなりません。 この国家試験を受験するためには、法律に定められた受験資格が必要です。

生活福祉・心理コースで得ることができる社会福祉士国家試験受験資格は次のとおりです。

厚生労働大臣の指定する科目を履修して卒業し、かつ、２年間の実務経験（ 指定施設における指定業務経験）のある場合(法第７条第７号)

イ　社会福祉士国家試験受験資格を得るために、生活福祉・心理コースで取得しなければならない科目

厚生労働大臣が指定する科目は表④のとおりです。これらをすべて履修し、単位を取得しなければなりません。そして、在学中にすべて単位取得したのち、２年間の指定施設における指定業務経験を経て、国家試験を受験することが可能となります。

ただし、社会福祉士国家試験受験時には以下の科目（指定科目等の名称と記されている箇所）すべてを受験する必要があります。そのため、生活福祉・心理コースの「社会福祉士発展科目」履修者は本学で開講する以下の科目を履修してください。

表④

指定科目等に係る開講科目の名称	指定科目等の名称	本学開講科目の名称
	1　人体の構造と機能及び疾病	医学知識
	2　心理学理論と心理的支援	心理学
	3　社会理論と社会システム	社会学
	4　現代社会と福祉	社会福祉論Ⅰ・Ⅱ
	5　社会調査の基礎	社会調査論
	6　相談援助の基盤と専門職	社会福祉援助技術総論
	7　相談援助の理論と方法	社会福祉援助技術論Ⅰ・Ⅱ
	8　地域福祉の理論と方法	地域福祉論Ⅰ・Ⅱ
	9　福祉行財政と福祉計画	社会福祉行財政論
	10 福祉サービスの組織と経営	社会福祉運営管理論
	11 社会保障	社会保障論Ⅰ・Ⅱ
	12 高齢者に対する支援と介護保険制度	老人福祉論、介護概論
	13 障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者福祉論
	14 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	児童福祉論
	15 低所得者に対する支援と生活保護制度	公的扶助論
	16 保健医療サービス	医療福祉論
	17 就労支援サービス	不開講
	18 権利擁護と成年後見制度	権利擁護と成年後見制度論
	19 更生保護制度	不開講
	20 相談援助演習	社会福祉援助技術演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ
	21 相談援助実習指導	社会福祉援助技術現場実習指導Ⅰ・Ⅱ
	22 相談援助実習	社会福祉援助技術現場実習Ⅰ・Ⅱ

ウ　指定施設における指定業務経験とは

社会福祉関連の施設・事業において社会福祉に関する相談援助の業務に従事した者は、社会福祉士国家試験の受験に必要な実務経験を有するものと認められます。

生活福祉・心理コースにおいて指定科目を履修したうえで、卒業後、指定されている施設などにおいて相談援助業務に２年間従事すれば国家試験受験資格を得ることが可能となります。

(4) 生活福祉・心理コースでは、「社会福祉士発展科目」を設定

当コースにおいては、上記の社会福祉士国家試験受験資格を得るための社会福祉士発展科目を用意しています。ただし、指定科目をすべて履修しなければなりません。指定科目の中には、２度にわたる社会福祉施設での現場実習（合計約５週間）もあります。

さらに指定科目を履修して卒業後、社会福祉の施設などの現場で２年間の相談援助業務に従事し、そこではじめて国家試験受験資格を得ることができます。

以上のように、受験資格を得るまでの道は容易ではありませんので、それなりの覚悟を持って臨む学生に限定して社会福祉士発展科目の履修申告を認めることとします。

(5) 社会福祉士発展科目を履修するには・・・　選抜があります

社会福祉士国家試験受験資格を得るために必要な社会福祉士発展科目を受講する学生の選抜を行います（なお、本学生活福祉・心理コースは各学年１５人定員となっています）。１年次の前期の成績（以下に指定する８科目）、レポート、面接によって選抜します。選抜時期は１年生を対象に９月上旬の成績発表終了後に行います。

＊指定する８科目

社会福祉論Ⅰ、社会保障論Ⅰ、老人福祉論、障害者福祉論、児童福祉論、社会福祉援助技術総論、公的扶助論、医学知識

(6) 社会福祉士発展科目の履修についての諸注意

ア　履修する科目について

社会福祉士発展科目履修者は必ず社会福祉士国家試験の受験科目となっている科目すべてを履修してください。

イ　社会福祉士発展科目の「社会福祉援助技術現場実習Ⅰ・Ⅱ」についての諸注意

(ｱ) 実習時期、回数、期間

「社会福祉援助技術現場実習Ⅰ・Ⅱ」の科目は、実際に社会福祉関連の施設や機関で実習を行う科目です。よって、通常の講義期間以外に実習していただくことになります（ただし、社会福祉施設などの都合によっては通常の講義期間中になることも考えられます）。

「社会福祉援助技術現場実習Ⅰ」については１年次後期の２月から３月のうち約２週間、「社会福祉援助技術現場実習Ⅱ」については２年次の８月から９月のうち約３週間、をそれぞれ予定しています。

なお、実習先については決定次第、詳細をお知らせします。

(ｲ) 実習費用など

「社会福祉援助技術現場実習Ⅰ・Ⅱ」を履修するには、社会福祉現場実習にかかる費用が必要となります。

「社会福祉援助技術現場実習Ⅰ・Ⅱ」を履修する学生は、実習費用として別途、毎年度４万円（予定）が必要となりますので、留意してください。

(7) 法改正に関して

「社会福祉士及び介護福祉士法」改正に伴い、国家試験に関して科目数等変更になる場合があります。詳しくは決定次第、皆さんにお知らせします。